

○大隅肝属広域事務組合議会公印規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合議会訓令第1号

肝属地区一般廃棄物処理組合議会公印規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合議会訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大隅肝属広域事務組合議会の公印の保管、使用その他公印について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

（公印の種類、型式及び管理者等）

第3条 公印の種類、型式、寸法、使用する文書の区分及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の管理者（以下「公印管理者」という。）は、事務局長とする。

（公印の新調、改刻及び使用開始）

第4条 公印を新調し、又は改刻したときは、公印台帳（別記様式）に当該公印を登録しなければならない。

2 公印は、前項の規定により、公印台帳に登録した後でなければ使用を開始してはならない。

（公印の廃止等）

第5条 公印を改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により決裁を終えたときは、当該公印の登録を抹消しなければならない。

（旧公印の廃棄）

第6条 公印管理者は、改刻又は廃止により不用となった旧公印を焼却等の方法により廃棄するものとする。

（公印の取扱い等）

第7条 公印の保管及び使用については、公印管理者が責任をもって行わなければならない。

2 公印管理者は、公印取扱者を定め、公印の保管、使用その他の関係事務を処理させることができる。

（公印の使用）

第8条 公印管理者又は公印取扱者は、押印しようとする文書を原議その他の証拠書類により審査し、差し支えないと認めたときに限り、公印を使用するものとする。

（公印の事故届）

第9条 公印管理者は、その保管に係る公印について、盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに文書をもって議長に報告しなければならない。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、大隅肝属広域事務組合公印規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第5号）の規定を準用する。

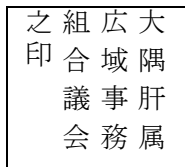
附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

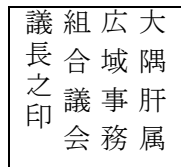
別表（第3条関係）

種類	型式	寸法 mm	使用する文書の区分	個数
大隅肝属広域事務 組合議会之印	(1)	21	議会名による文書	1
大隅肝属広域事務 組合議会議長之印	(2)	21	議長名による文書	1
大隅肝属広域事務 組合議会副議長之 印	(3)	18	副議長名による文書	1

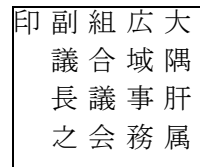
(1)



(2)



(3)



別記様式（第4条関係）

公 印 台 帳

公印名	印影	寸法	個数	新・改・廃年月日	摘要